

亀山市耐震改修促進計画概要

○「亀山市耐震化促進計画」から「亀山市耐震改修促進計画」へ

本市は、大地震に備え「住宅や建築物の耐震化を迅速かつ計画的に促進させること」を目的として、平成20年5月に「亀山市耐震化促進計画」（以下、「旧計画」という。）を策定しました。この旧計画は平成20年度から平成27年度末までを計画期間として、耐震化率93.9%を目標に住宅の耐震化等に取り組んできました。しかし、現状、昭和56年5月31日以前建築の木造住宅（以下、「旧耐震住宅」という。）等が約3,000戸現存していることを踏まえ、「これまで以上に旧耐震基準建築物の耐震化を推進し、市民の生命や財産を守る」ことを目的に、新たに平成28年4月から5年間を計画期間とする「亀山市耐震改修促進計画」（以下、「新計画」という。）を策定し、災害に強いまちづくりを進めます。

○対象建築物

すべての建築物を対象とし、特に、旧耐震住宅に加え、耐震性のない特定既存耐震不適格建築物（特定既存耐震不適格建築物、要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物）等を対象に耐震化を図ります。

○耐震化率の目標値

旧計画と新計画の耐震化率の実績値及び、目標値は以下のとおりです。

（単位：耐震化率「%」、住宅総数「棟」）

		平成20年末	平成25年末	平成27年末	平成32年末
旧計画	耐震化率 (住宅総数)	81.4 (19,008)	88.3 (21,795)	90.4 (22,546)	
	耐震化率 (住宅総数)		82.9 (19,290)	85.1 (19,618)	90.6 (20,501)

旧計画では、計画策定時に、年間新築戸数を558棟～938棟と推計していたため、住宅総数が実績値より多く、耐震化率も高い推計値となっていました。また、5年ごとの住宅土地統計調査を勘案した目標値の修正を行っておらず、今回、平成25年度数値を基本とし、新計画において耐震化率の目標を「平成32年度末までに90%を越える」とし、施策の展開を図ります。

また、多数の者が利用する建築物のうち、三重県と亀山市が所有する建築については、平成26年度末時点において、耐震化率100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努め、マンション等民間建築物については、平成32年度末までに100%を目指します。

なお、まちの安全を確保するため、地震時に通行を確保すべき道路の指定については、下記のとおり
の運用を図ります。

○地震時に通行を確保すべき道路の指定

- (1)耐震診断義務化対象路線には、亀山市地域防災計画に定められた第1次緊急輸送道路を指定します。この指定により、建築物の所有者は、該当建築物を平成33年3月までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁（三重県又は亀山市）へ報告することを義務付けます。
- (2)耐震診断指示対象路線には、亀山市地域防災計画に定められた第2次緊急輸送道路を指定します。この指定により、建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めなければなりません。